

土砂災害のおそれのある区域※の

※土砂災害警戒区域等



住宅を除却し、新たな住宅へ

移転する方の移転費用を助成します！

制度の内容

土砂災害のおそれのある区域にある住宅を除却し、土砂災害のおそれのある区域外に引越しする方の引越し費用及び、新しい住宅の取得のための費用の補助をします。

対象となる住宅

- ①災害危険区域内の既存不適格住宅
- ②静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）の規定により建築を制限している区域の既存不適格住宅
- ③土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅
- ④土砂災害警戒区域に当該指定前からある住宅
- ⑤事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域に存する住宅
- ⑥上記に掲げる住宅に準ずるものとして市長が特に指定した住宅（大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）

※住宅とは…一戸建、長屋及び店舗等の用途を兼ねるもの

（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）

対象者

上記の対象となる住宅を所有し、現に居住する方

補助対象となる実施内容

以下の2点を実施する必要があります。

- ・補助対象者が上記の対象となる住宅を除却
- ・上記の対象となる住宅の①～③の区域の外に転居
（移転先の住居は耐震性があると確認できる住宅に限る）

補助内容

補助の内容	対象となるもの	補助率	補助額
建物の除却	移転する方が行う、住宅の除去の費用	23%	最大30万円
建物の建設	移転する方が新たに居住する住宅の建設、購入（これに必要な土地取得含む）及び改修の費用	1／2	（1）同一地区移転※1 最大70万円 （2）（1）以外の地区に移転 最大50万円
引越し	移転する方の引越しの費用※2	1／2	最大5万円

※1 同一地区移転：移転前と同じ中学校区内への移転

※2 賃貸借住宅に移転する場合、賃貸借に係る費用を含む

注意事項

- ・業者との契約を締結する前、工事や引越しを行う前に補助申請を行い、申請年度内に完了する必要があります。
- ・補助申請の承認後に契約、着工、引越し等を行っていただきます。
- ・同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていると補助を受けることができません。
- ・補助申請を受け内容を変更する場合、あらかじめ変更の申請が必要です。

※一部変更申請が不要となる場合があります。

補助に関するお問い合わせ

藤枝市 建築住宅課 建築指導係

TEL：054-643-3481

FAX：054-643-3280

補助に関する詳細

